

# 令和4年 鳥取市教育委員会 10月定例会 会議録

1 日 時 令和4年10月25日(火) 13時30分 から

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 6階 第5 会議室

## 3 出席者

教育長 : 尾室 高志  
委員 : 前田 哲雄  
委員 : 畑 千鶴乃  
委員 : 谷口 なおこ

### [事務局]

副教育長: 岸本 吉弘  
次長兼教育総務課長: 横尾 賢二  
次長兼学校教育課長: 安本 雅紀  
生涯学習・スポーツ課長: 須崎 ひとみ  
文化財課長: 佐々木 敏彦 学校保健給食課長: 山根 ちはる  
中央図書館長: 長本 次郎 教育センター所長: 安田 直人  
学校教育課参事兼指導係長: 浅見 康陽  
学校教育課参事: 平戸 由美  
学校教育課長補佐: 西尾 靖子  
教育総務課長補佐: 小清水 晃子

[傍聴者] なし

## 4 会議次第

○行事報告及び行事予定について [教育総務課]

### 【審議事項】

(1) 議案第9号 鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について [中央図書館]

### 【説明・協議事項】

(1) 鳥取市学校教育情報化推進計画(案)について [学校教育課]

## 【報告事項】

- (1) 公費外定期監査について [教育総務課]
- (2) 旧美敷水源地フェスティバル 2022 の開催について [文化財課]
- (3) 体験的学習活動等休業日の市教委各課主催の関連イベントについて [学校教育課]
- (4) 学校・児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の対応について [学校教育課]
- (5) 南中学校制服変更について [学校教育課]

## 【先回定例会の議事録】

### 【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
  - [11月] 令和4年11月29日(火) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎 6階第4会議室
  - [12月] 令和4年12月27日(火) 13:30～ // 6階第4会議室
- (2) 総合教育会議の開催について  
令和4年12月2日(金) 13:30～ 7階第2委員会室

## 5 会議概要

13時30分 開会  
尾室教育長 あいさつ

○行事報告及び行事予定について  
教育総務課長 (資料に基づき説明する。)

### 【審議案件】

- (1) 議案第9号 鳥取市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について  
中央図書館長 (資料に基づき説明する。)

※原案のとおり承認された。

【説明・協議事項】

(1) 鳥取市学校教育情報化推進計画（案）について

学校教育課長補佐（資料に基づき説明する。）

【質問】

（前田委員）

Wi-Fi 環境がない家庭へはずっと支援をしてこられていると思いますが、現在は各家庭の Wi-Fi 環境が整っているという理解でよいのでしょうか。

（総合教育センター所長）

各家庭の Wi-Fi 環境については年に 2 回調査を行っていますが、環境が整ってきている状況です。9 割を超える家庭で整備されています。未整備の家庭につきましては、それぞれに手立てを考えているところです。臨時休業の際が一番問題になるところですが、その際には Wi-Fi 環境がない家庭のお子さんには学校に登校していただいて、別室でオンラインの授業を視聴していただくというような手立てを考えているところです。

（前田委員）

ルーターを貸し出すということは難しいのでしょうか。

（学校教育課長）

昨年度は教育員会として 50 台近くルーターを確保しておりました。これは学校現場でコロナがかなり流行していたためです。今年はルーターの数をかなり絞った形で、学級閉鎖等に対応できるだけの数としておりますので、平時にルーターを貸し出すということは十分ではない状況です。

（前田委員）

5 ページのところに臨時休業や不登校などいろいろなことに対応できるということが書かれていますが、文部科学省として最新の情報はどうなるのでしょうか。授業時数にカウントできるのかどうか、校長の判断で授業のやり直しは必要ないというような文章は見たことがあるのですが、そこまでなのか。この資料だけ見ていたら不登校の子どもが家庭で授業を受けることができるというのは、保護者の方からするとすごく明るい情報に見えて、これで学校へ行っていることにしてもらえるのかなというような読み取り方をされてしまうような気がします。

（学校教育課長）

不登校対応にもこういったものを使うと効果があるというようなことが言われていますが、コロナ対応等については、学びを止めないということで授業はこれで進めていくことはできるのですが、授業時数としての計上は現在のところございません。また制度が変わる可能性もあると思います。

（前田委員）

校長の判断で授業のやり直しは必要ないけれども、授業時数としてのカウントはできないということですね。

(学校教育課長)

はい。履修したことにはなります。

(藤井委員)

7ページの指標とか目標値というのはそのまま計画になるのですか。よくある計画では児童生徒の割合というのが何パーセントなどという数値が入ったりするのですが、この計画は数字が入るのですか。

(学校教育課長)

現在は項目だけ挙げているのですが、これは今後 GIGA スクール推進委員会の方で数値目標をきちんと確定して原案に示していく予定です。

(藤井委員)

その数値は現在がどのくらいになっているかというのをおさえられるのですか。

(学校教育課長)

データのバックボーンとしましては全国学力テストのアンケート調査、文科省が行っている GIGA に関わるようなアンケート調査の数字を基本的には使おうと思っておりますが、そこでカバーできないものにつきましては、GIGA スクール推進委員会等で鳥取市独自に調査をさせていただき、数値を設定していこうと思っております。到達目標をどれくらいにするのが適切なのかというあたりにつきましては GIGA スクール推進委員会の方で精査して定めたいなと思っております。

(藤井委員)

数値を決めるというのはなかなか難しいですね。今がどのくらいというのはわかりますが、それを4年間でいくりにするかというのは難しいですね。

(学校教育課長)

そうですね。教員の指導力等については限りなく 100%にしたいなというように思っています。

(畑委員)

意見として、今私自身は鳥取県の取り組みの一環で、県内にある3つの児童相談所で一時保護されているお子さん全員に必ず一度会うという活動をしています。その取り組みは児童福祉側のお話なのですが、子どもの声を聞く取り組みとして進められていて再来年度から必ず実行していくもので、県としては来年度から本格施行しようというお考えがあるようなのですが、いずれにしましてもその取り組みを今年モデル実施しているところです。すでに何人ものお子さんと一時保護所でお会いしてきて思うことは、学校に行きたいという思いがお子さんの中に本当にあるということです。児童相談所の方もお子さんのことを考えて、一時保護期間中も学校に行けるようにいろいろな手立てを尽くしたり、学校の方もそれを受け止めてくださったりしているのですが、場合によってはどうしても保護期間中に学校へ行くことができないお子さんもおられます。それはその子のことを考えての一番正しい決定なのだろうと私も思うのですが、子どもの視点からすると、ずっとクラスにつなが

っていたいとか担任の先生とつながってほしいという気持ちがあるのです。ですのでこのお話を聞いたときに、「やむを得ない理由で」という1つの言葉があるのですが、そのやむを得ない理由の中に一時保護されているお子さんの教育保障ということでこのオンラインというものを十分活用できるのではないかな、その可能性があるのではないかなと思って、私はその点でとても期待しています。学習保障という点ではもちろんですが、お子さんはずっと自分もそのクラスに居続けたいとか自分もそのクラスのメンバーなのだという思いをもっておられると感じたところです。クラスの仲間や担任の先生とのお子さんの気持ちをつなぐツールとして、このオンラインのタブレットというものがまさに架け橋なのだということを思って、その可能性も切り拓かれるということもあるかもしれないという期待を込めて1つの意見としてこの場でお話させていただきました。なかなか一時保護されているお子さんの声、一時保護されている親御さんの視点というのはあがってこないと思いますので、私がたまたまこのように幸運にもお会いさせていただく機会がありますので、少しお話したところです。そのようなことも含んで、そこにいるお子さんの教育も考えていただけたらなと思います。

(尾室教育長)

ありがとうございます。ぜひそのような形で進めさせていただけたらと思います。

## 【報告事項】

### (1) 公費外定期監査について

教育総務課長（資料に基づき説明する。）

#### 【質問】

(藤井委員)

学校の仕組み上、公費外会計というのは残りそうですね。

(教育総務課長)

そうですね。学校独自の教材などがありますので、これは残ると思います。

(藤井委員)

今通帳がなくなりつつある時代ですが、通帳管理はこれからどうされるのでしょうか。1つの学校で通帳を何冊かもっておられるのですか。

(教育総務課長)

公費外会計の会計ごとに通帳を整理されています。

(藤井委員)

しくみはよくわかりませんが、現在は通帳を更新する際にお金が必要な銀行もありますよね。このお金はどうなってくるのだろうかということをもと疑問に思いました。今個人は電子通帳化が進んでいますが、学校もそうしなければいけないようになってくるのではないかと思います。

(教育総務課長)

そうですね。制度に合わせて見直しを行っていかなければいけないと思います。

(尾室教育長)

学校からそういった実態は聞かれていませんか。

(学校教育課長)

現在のところ聞いてはおりません。

(岸本副教育長)

どの学校も通帳で管理ですよ。

(教育総務課長)

はい。

(前田委員)

学校によってはPTA会費を学校から離れて保護者が持っているというところもありますが、学年会計であれば学年主任が持つのか、部活動の会費であれば顧問が持つのか、そういったことはなかなか管理される方も大変だと思います。ですがすべてを事務職員の方に任せてしまうと通帳を一か所に集めるのも問題があるのでしょうか、いろいろな意味でこれからの通帳の扱いというのは、働き方改革のこともありますし、難しいなと思います。

(教育総務課長)

通帳の扱いは学校によってやり方が様々です。

(尾室教育長)

一度事務員の方の集まりか何かで将来的な部分を議論されてみてはどうでしょうか。

(岸本副教育長)

またどのようなことが出来るのかというようなことも情報を集めさせていただき、今藤井委員がおっしゃったことは今回初めて出てきたことですので、そのようなことも考えなければいけないという発見になりました。これから少し研究をしていかなければいけないかなというのと、学校の事務員さんとも現状、何が一番安心で安全で手間が省けるのかということをお話してみなければいけないと思います。

(尾室教育長)

ではその件はまた検討いたしましょう。

## (2) 旧美敷水源地フェスティバル 2022 の開催について

文化財課長 (資料に基づき説明する。)

### 【質問】

(前田委員)

ダムカードというのはテレホンカードのようにカードを集めておられる収集家のような方がいるのですか。

(文化財課長)

はい。ダムカードはテレフォンカードよりも一回り高さが高い少し大きめのカードです。

(前田委員)

そういった方からすると貴重なものですね。

(文化財課長)

多くのダムで発行しているものでして、殿ダムでも発行していますし、美歎も一昨年から発行しています。

(尾室教育長)

これは無料ですか。

(文化財課長)

はい、無料です。

### (3) 体験的学習活動等休業日の市教委各課主催の関連イベントについて

学校教育課長（資料に基づき説明する。）

**【質問】**

(谷口委員)

ゴールデンウィークの休日については、おやこ劇場事務局でもほとんどの保護者が知りませんでした。学校は休みで子どもたちは家にいるけれども、親は急に仕事を休むことが出来なくて困惑したという声もありました。この体験的学習活動等休業日は来年以降も続くという理解でよろしいですか。この制度が定着していけば休みを取られる保護者の方も増えてくると思いますが、出来るだけ早い段階で休みであることを周知しておかなければ、一般企業に勤めておられる方は休暇を取ることが難しいのではないかと思います。親が休みをとれない場合、中学生であれば留守番ができると思いますが、小学生のお子さんがある場合はどのような対応がとられるのでしょうか。

(学校教育課長)

本年度導入した事業ですので周知のところが課題であると思っております。小学生につきましては、放課後児童クラブを利用しているお子さんについては児童クラブを開設し受け入れていただくようにしていますし、市立の幼稚園も対象となりますが、そちらは預かり保育を開設していただくようにしているところでございます。ただし、児童クラブを利用していない家庭については、この日のみ預かるということができませんので、その受け皿をどうするかというところが今後の課題となってくると思います。

(藤井委員)

来年も実施されるのであれば周知は早めがいいと思います。

(岸本副教育長)

おっしゃるように周知の部分も課題ですので、早めに周知したいと思います。学校も年間行事予定を出してしまっていて、その中に組み込んでいただくというような工夫をしております。これが当たり前のように鳥取市のスタイルだと定着するように頑張ってみたいと思います。

(藤井委員)

よく県庁からの要請などがありますが、市から県庁へ要請するというのも方法かもしれません。県庁の職員の方は市内にたくさんおられますので、保護者がたくさんおられそうな大きな事業所には個別要請された方がよいかもかもしれませんね。

(尾室教育長)

そうですね。

(4) 学校・児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の対応について  
学校教育課長（資料に基づき説明する。）

(5) 南中学校制服変更について

学校教育課長（資料に基づき説明する。）

【質問】

(谷口委員)

女の子がスラックスを履くというケースは多いと思いますが、男の子がズボン以外のものを履くという可能性もありますよね。

(学校教育課長)

それにも想定して仕立ててあるというように聞いております。

(谷口委員)

制服のジェンダーレスはこれでよいと思うのですが、今の学校の頭髪の規定はジェンダーレスになっていないのではないかと思います。女の子の場合は今の規定でもよいと思いますが、男の子でスカートを履きたいと思う生徒さんは髪の毛を伸ばせないというのがつらいと思います。そういった生徒さんのケースが想定されていないのではないかと感じますので、対応がとられるとよいなと思います。

また、この制服はスカートとスラックスを買って本人が好きに使い分けることが出来るのでしょうか。

(学校教育課長)

制服を使い分けることが出来るかどうかという点は確認していませんが、選択できるべきではないかなと思います。

(藤井委員)

基本的には学校でPTAや生徒の声を聞いて決めるという判断ですよ。

(学校教育課長)

はい。

(谷口委員)

これは後々全域に広がっていくのですか。

(学校教育課長)

これは教育委員会が指導しているわけではなく、自治的な取り組みを学校でされたいとのことで南中学校は生徒会を中心に発起されたものです。

(岸本副教育長)

一番の肝は子どもが納得して決めていくということだと思います。流行のようなもので自分の学校もというように変えてしまうと、気分的には学校全体が変わるように思いますが、ルールなどの面もよく考えなければなりません。結局ルールなどはお互いみんなが納得しながら決めたものであれば守っていくというようなこともありますので、しっかりと必要かどうかという部分から話し合わなければいけないところだと思います。

(前田委員)

先程、生徒会・自治という言葉がありましたが、育てたいのは子どもの自治力だったり生徒会で自分たちの思いを通すにはどういった手続きを踏まないといけないのかということだったり、主権者教育なども含めて、そういった教育の一環でやっているのだというところですよ。今回生徒からやりたいというような声が上がって、生徒会でそういう動きが出てきてやるということはすごく良いことですので、そういった動きがあれば取り入れるというようなほうが学校現場としては望ましいのではないかなと思います。もともと何を育てたいか、どういった力を付けてやりたいかということを見失ってあまりにも保護者が介入すると違った方向に向かってしまう危険性もありますので、その辺りに怖さがあるなと感じています。

(畑委員)

資料27ページの「改善していきたい点」というところの1つ目ですが、「LGBTQの性に悩む生徒へ対応していくため」という書き方になっていますが、もちろん悩むお子さんもあられますし、そうでないお子さんもあると思います。LGBTQとして生きていくというのはその子らしい人間としての歩みですので、「悩む」と書かれてしまうと少し決めつけてしまう印象を与えるのではないかと思います。その子自身はLGBTQとして性の多様性を感じているというお子さんをサポートすることが趣旨なので、私にとしましては、「LGBTQなど性の多様性を感じる生徒へ対応していくため」というような表現にされるとよりよいのではないかなと思います。

(尾室教育長)

これは南中学校からいただいた資料を参考に作成されたものですか。

(学校教育課長)

これは南中学校からいただいた資料です。当時導入期にまとめた職員提案用資料

です。

(畑委員)

生徒さんの側から生徒さんの声として悩んでいることに対応してほしい、フォーカスを置きたいと声があがったときにこの表現を使うのはまさにその通りだと思います。しかしそれが大人側の配慮としてこういった書き方になったとすると、それをお子さんが望んだかどうかはわかりませんし、本来はLGBTQとして悩む時期はあるとしても、その人らしく生きていくことをサポートするというのが本来のこの制服の趣旨だと思いましたので、「LGBTQなど性の多様性を感じる生徒へ対応していくため」という表現もあるのではないかなと思いました。

(尾室教育長)

ありがとうございました。今のご意見を踏まえて、学校へ連絡しておきたいと思っています。先ほど前田委員から自主性をというようにお話がありましたが、現場での校則の状況はどうか。

(学校教育課長)

校則を「自治力」というかたちで生徒自らの部分で見直していこうという動きが中学校で進んでいます。その中で、谷口委員がおっしゃたようにジェンダーレスの部分まで踏み込んで校則の見直しまで考えてくれるとそれはとても良いことだと思います。そういった動きが各学校で始まっているというようなことは聞いていますが、まだ改訂したというような報告はありません。

(谷口委員)

校則の関連で1件、学校の水泳の授業について質問です。小学校のお子さんが水泳の授業でプールに入る際に、昨今は夏の日差しが強く、中には日光アレルギーのお子さんもおられると思います。水着の上にラッシュガードを着用してもよいというきまりがないようなのですが、着用してはいけないという決まりがありますか。

(学校教育課長)

これも制服や校則と同じように教育委員会としてこれを着用しなさいとか着用してはいけないということはありません。今は個別に相談を受けて、先ほどおっしゃられたように紫外線に弱いというような状況があれば着用していただくというような個別対応になっていると思います。

## 【その他】

### (1) 次期定例教育委員会の開催について

[11月] 令和4年11月29日(火) 13:30～	鳥取市役所本庁舎	6階第4会議室
[12月] 令和4年12月27日(火) 13:30～	〃	6階第4会議室

(2) 総合教育会議の開催について

令和4年12月2日(金) 13:30～

7階第2委員会室

教育長 以上で10月定例教育委員会を終了します。

閉会 14時15分